

# DX投資促進税制の創設と申請のポイント

税理士法人アフエックス  
 (商工相談業務委嘱先)  
 税理士・公認会計士  
**金子尚貴**



令和3年度税制改正において、DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制が創設されたと聞きました。本制度の内容を教えてください。



ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のDXに向けた投資を促進する措置として、計画的なデジタル環境の構築(クラウド化等)による企業変革を行う場合に、特別償却(30%)または税額控除(3%・5%)ができる制度が創設されました。

## 1. 概要

青色申告書を提出する法人または個人が主務大臣の認定を受けた「事業適応計画」に従って実施するクラウドサービス導入のソフトウェア投資等について、次のいずれかの選択適用が認められます。

① 取得価額(注1)×30%の特  
別償却

② 取得価額(注1)×3%の税  
額控除(注2)

※グループ外の他法人(注3)  
とデータ連携する場合には  
5%

(注1) 投資額の上限は300億円  
となります。

(注2) カーボンニュートラルに向  
けた投資促進税制と合わせて当期  
法人税額の20%が上限となります。  
(注3) 会社法上の親・子・兄弟会  
社に含まれない法人をいいます。

## 2. 適用時期

改正産業競争力強化法の施行  
の日(令和3年8月2日)から  
令和5年3月31日までの間に取  
得等をして国内にある事業の用  
に供した資産に適用されます。

## 3. 対象設備

① ソフトウェア、② 繰延資産  
(クラウドシステムへの移行に

係る初期費用)、③ 器具備品  
(ソフトウェア・繰延資産と連  
携して使用するものに限る)、

④ 機械装置(ソフトウェア・繰  
延資産と連携して使用するもの  
に限る)を対象とします。リー  
ス取引の場合でも、ファイナン  
スリースのうち、所有権移転リ  
ース取引については、税額控除

・特別償却いずれも対象となり、  
所有権移転外リース取引につい  
ては、税額控除のみ対象(特別  
償却は対象外)となります。

## 4. 認定要件

DX投資促進税制の適用を受  
けるには、改正産業競争力強化  
法に基づく事業適応計画を主務  
大臣に提出し、認定を受ける必  
要があり、認定を受けるにあつ  
ては、デジタル(D)要件、  
企業変革(X)要件の2つの要  
件を満たす必要があります。各  
要件の概要は次の通りです。

(1) デジタル(D) 要件

デジタル(D) 要件とは、デ  
ータ連携・共有、レガシー回避、  
サイバーセキュリティについて  
の要件となり、以下を満たす必  
要があります。

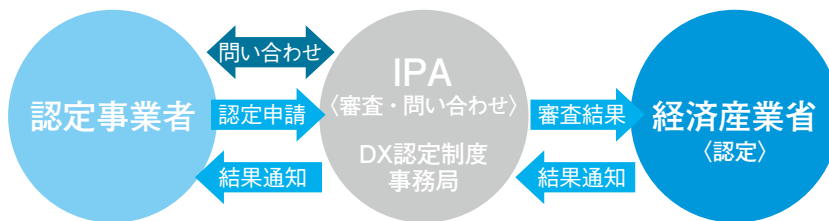
◆ 他の法人等が有するデータま  
たは事業者がセンサー等を利用  
して新たに取得するデータ  
と既存内部データとを合わせ  
て連携すること

◆ クラウド技術を活用すること  
◆ (独)情報処理推進機構が審査を  
行う認定(DX認定)へレガ  
シー回避・サイバーセキュリ  
ティ等の確保

このうち、DX認定制度とは、  
(独)情報処理推進機構(IPA)  
が、国が策定した指針を踏まえ、  
優良な取り組みを行う事業者を  
申請に基づいて認定審査する制  
度で、現行では、申請は通年可  
能、審査期間は60営業日程度、  
認定後の有効期間は2年間とな  
っています(図表①)。

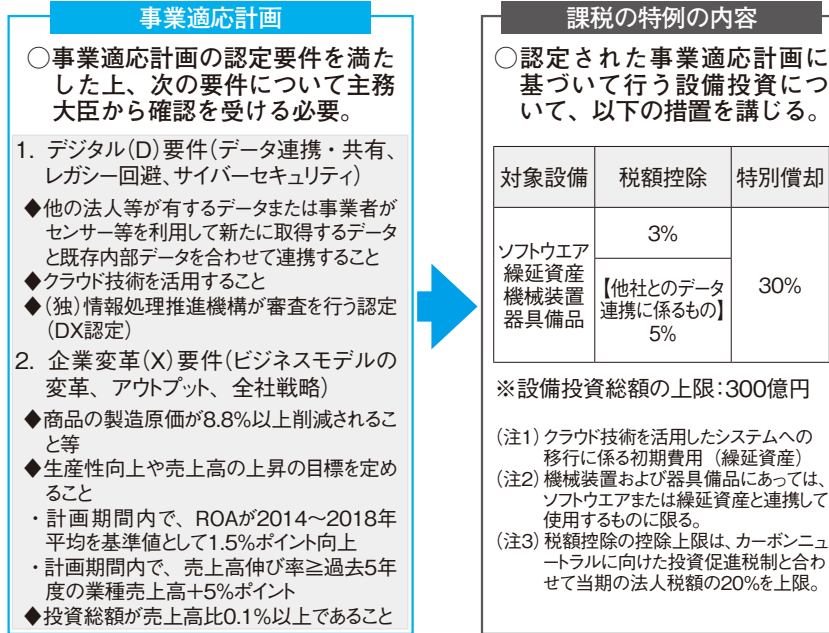
(2) 企業変革(X) 要件

図表① DX認定制度のイメージ



出所：(独)情報処理推進機構ウェブサイト「DX認定制度」

図表② DX投資促進税制の全体図



出所：財務省「令和3年度税制改正」令和3年3月

◆企業変革(X)要件とは、ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略についての要件となり、全社の意思決定に基づくもの(取締役会等の決議文書添付等)で、以下のものを満たす必要があります。

◆商品の製造原価が8・8%以上削減されること等

◆生産性向上や売上高の上昇の

◆投資総額が売上高比0・1%以上であること

目標を定めること

- ・計画期間内で、ROAが2014～2018年平均を基準値として1・5%ポイント向上
- ・計画期間内で、売上高伸び率が過去5年度の業種売上高+5%ポイント

◆投資総額が売上高比0・1%以上であること

前述の①デジタル(D)要件と②企業変革(X)要件の両方を満たした事業適応計画を提出し、主務大臣の認定を受けることでDX投資促進税制の適用を受けることができます。DX認定等があり、計画書を提出するにあたり時間を要することが想定されますので、適用を受けることを検討する場合には、事前

の計画・準備が必要となります。

(図表②)。

5. まとめ

令和3年度税制改正において創設されたDX投資促進税制は、企業のDX実現を後押しするため、クラウド技術を活用したデジタル投資(ソフト

ハード双方)に対して税額控除または特別償却が可能となる措置です。適用を受けるにあたっては、事前に事業適応計画の認定が必要となり容易に適用できるものではありませんが、ポストコロナ時代を見据えDX化を検討している企業は多く存在すると考えられます。また本税制は青色申告書を提出する法人または個人であれば業種・資本金規模を問わず幅広く対象となり得ることから、すでに適用の検討を開始している企業もあるでしょう。設備投資を検討している中小企業であれば、本税制の他にも、令和3年度税制改正にて適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制、令和3年度税制改正にて創設されたカーボンニュートラルに向けた投資促進税制などの適用も検討する必要があります。

各税制により、適用資産の範囲や適用要件、事前認定の要不要など異なる面がありますので、企業のニーズに合ったより良い設備投資が実現できる税制を検討されることをお勧めします。

●ウェブサイト (<https://www.shokoken.co.jp/>) に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しておりますので、ご参照ください。